

不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価（調査設計の考え方）

評価の対象とした政策

本政策評価においては、義務教育段階における不登校の児童生徒（※）に対してとられている支援に関する関連施策・事務事業を評価の対象とする。

（※）特に習い事に通う、友達と交流するといった外との交流がなくなっている不登校かつひきこもり状態の児童生徒には、複数の支援機関と連携した慎重な対応が必要と考えられる。



不登校に対する支援の基本的な考え方等については、

●子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」

→ 不登校問題に対しては、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進する。

●義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づく基本指針

→ 不登校というだけで問題行動であると受けとられないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要

→ 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。



- 大綱は、平成22年7月、28年2月、令和3年4月と3次にわたる改訂
- 確保法に基づく基本指針は、平成29年3月に策定



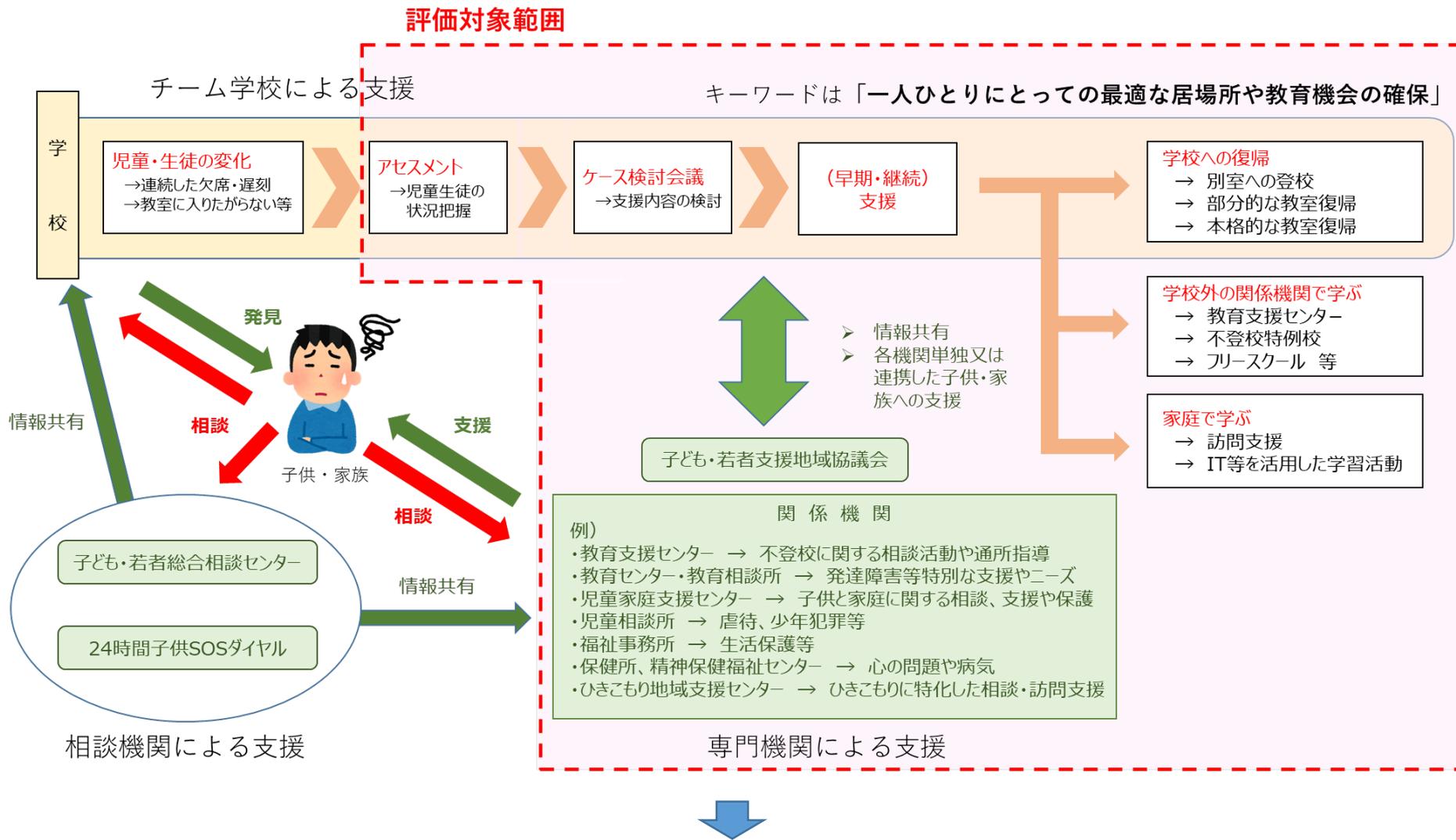
基本的な考え方等が示されてから4年以上の年数が経過しており、
支援現場において大綱や指針に基づく支援が定着しているかどうかを
はかる観点から、把握する効果を次のように設定



把握する効果

地域において選びうる選択肢の中から、
児童生徒一人ひとりにとっての最適な居場所や教育の機会が確保されているか。

不登校に対する支援の流れ



地域において選ぶる選択肢の中から、
児童生徒一人ひとりにとっての最適な居場所や教育の機会が確保されているか。

政策効果の把握の手法

評価を行うに当たっては、不登校に対する関連支援施策等ごとに、有効性の観点から、

i) 効果の発現状況を把握する上で適切な成果目標が設定されている場合には成果目標及びそれに対する実績を把握する。

→ ただし、「地域において選びうる選択肢の中から、児童生徒一人ひとりにとっての最適な居場所や教育の機会が確保されているか。」という効果を把握するには、現状、把握されている

- ・「不登校児童生徒数」
- ・「相談件数」

だけで評価するのは難しい。

→ 一方で、当該効果の達成水準を直接はかる定量的な指標を新たに設定することも難しい。

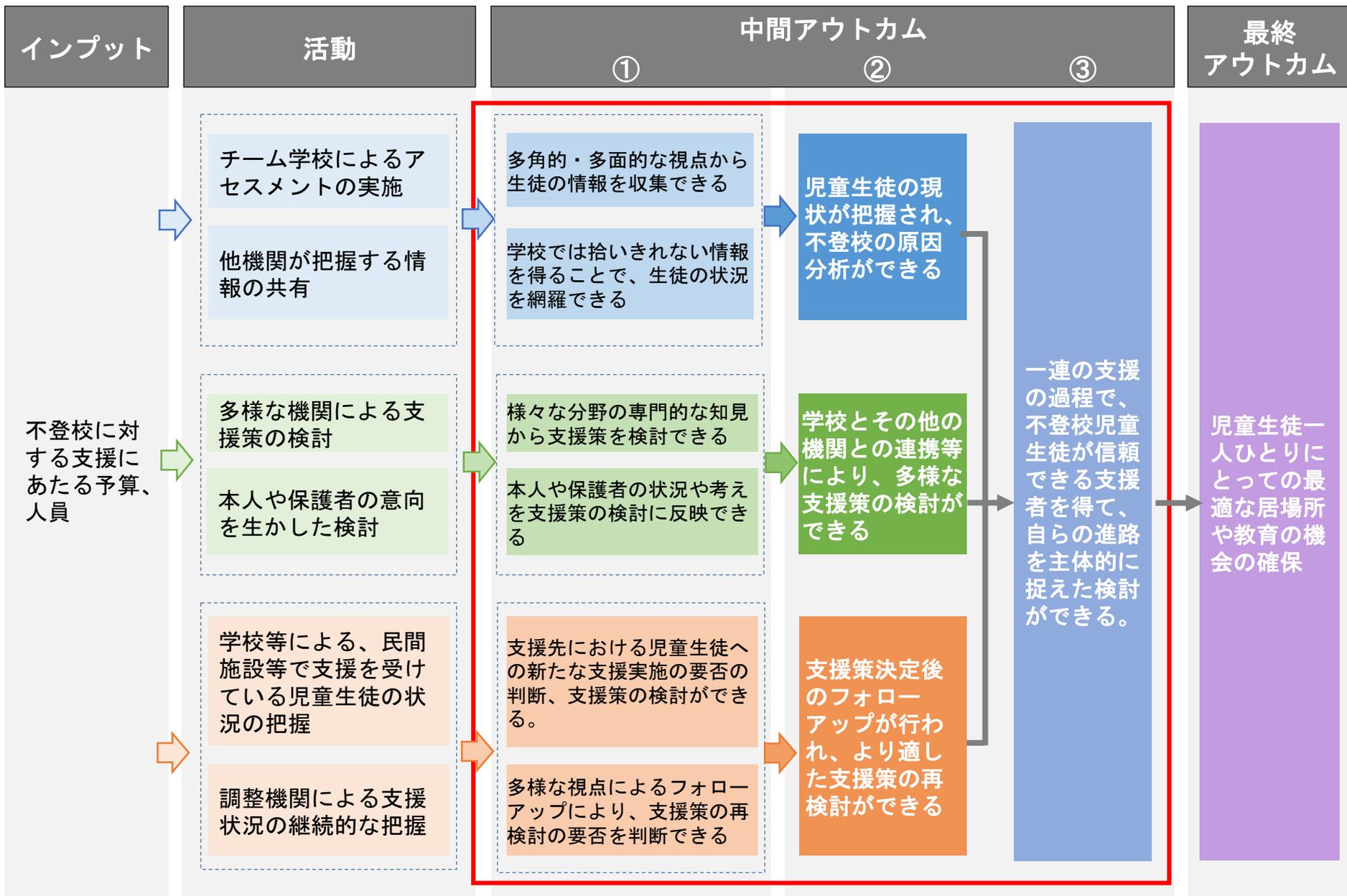
ii) 成果指標が設定がされていない、又は設定自体が難しい場合でも、

児童生徒を支援するプロセスの中において、個別の取組の効果を把握できるものを積み重ねていくことが、ひいては児童生徒一人ひとりにとっての最適な居場所や教育機会の確保という成果につながると考えられる。

→ 個別の取組の効果をそれぞれ把握する。

→ アンケートも活用し、支援施策に関する効果等を把握する。

(支援者のほか、当該支援者を通じて児童生徒本人に対してもアンケートを行うことを検討)



中間アウトカムの効果の発現状況について検証